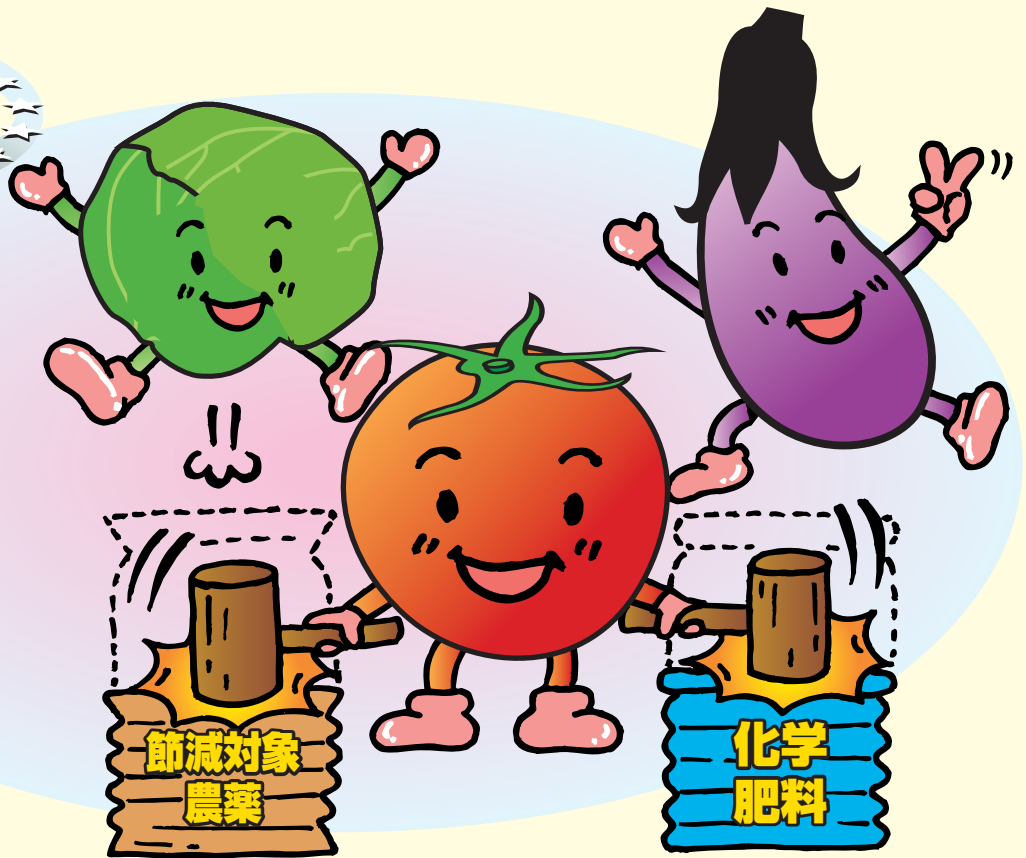


特別栽培農産物 改正表示ガイドライン

平成19年4月に
改正されました!

化学肥料
節減対象農薬
双方を
節減!!



* 改正のポイント *

Point 1

有機農産物JAS規格で使用可能な農薬は節減対象（化学合成農薬の使用回数のカウント）から除外します。

「節減対象農薬」とは、従前の「化学合成農薬」から「有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬」を除外したものと決めました。（P2図参照）

Point 2

化学肥料は窒素成分の節減が一括表示欄で明確に示されていることから、セット表示欄での資材名や用途の表示は任意としました。

Point 3

節減対象農薬の使用状況の表示が容器、包装又は票片に表示できない場合は、インターネットなどで情報提供することとし、情報の入手方法が表示されていれば良いこととしました。

※ 有機農産物のJAS規格……有機農産物の生産方法等を定めた規格

適用対象

次の品目で不特定多数の消費者に販売されているもの

- 未加工の野菜・果実
- 乾燥調製した穀類・豆類・茶等

生産の原則

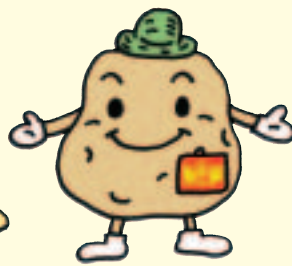
農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、

- ① 土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる。
- ② 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産する。

特別栽培農産物とは

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、

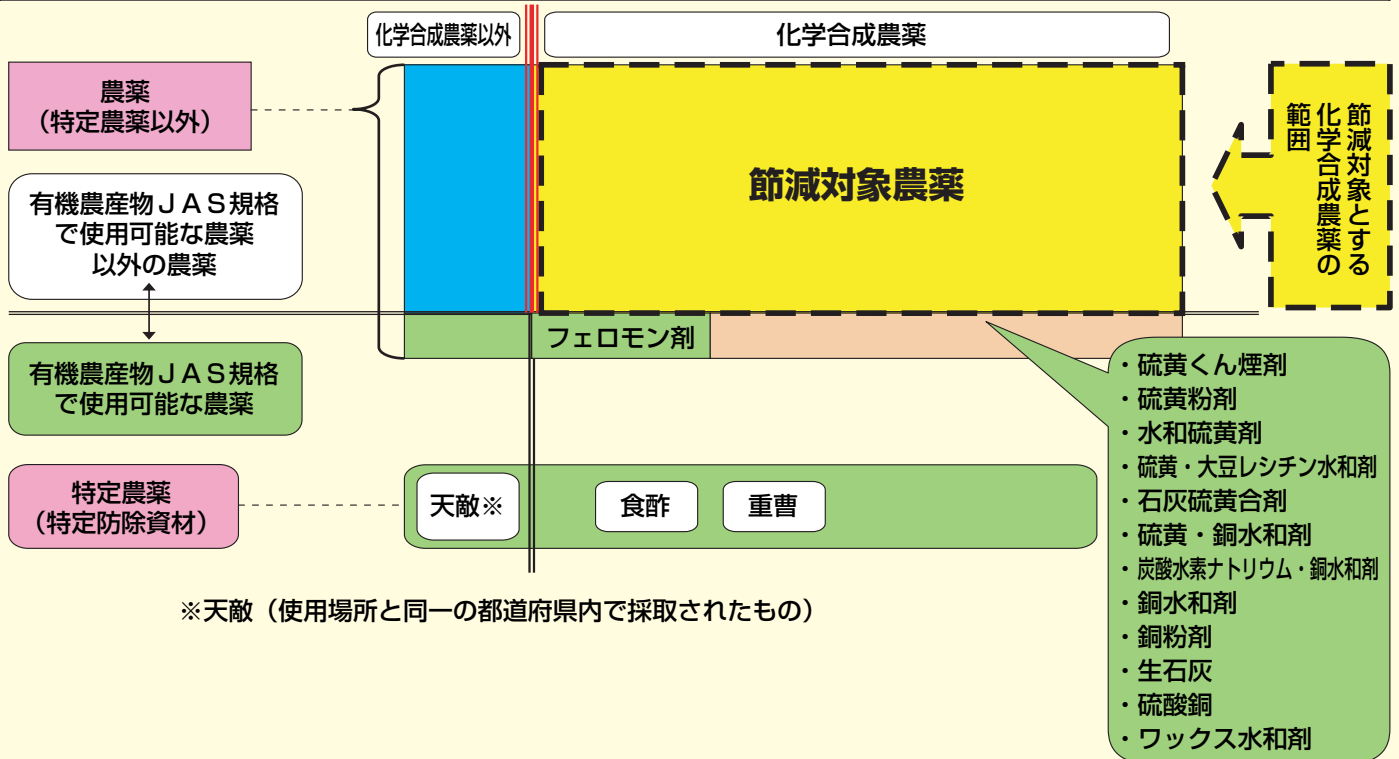
節減対象農薬※の使用回数が50%以下
化学肥料の窒素成分量が50%以下 } で栽培された農産物です。



節減対象農薬と化学肥料双方の節減が必要です。
なお、節減対象農薬を使用しなかった場合、「節減対象農薬:栽培期間中不使用」との表示になります。

有機農産物とは、種まき前2年以上、栽培期間中も禁止された農薬、化学肥料を使用しないで栽培された農産物です。

特裁ガイドラインで節減対象の化学合成農薬



名称について

「特別栽培農産物」と一括りの名称。農薬等資材の節減割合を隣接して表示。

		節減対象農薬		
		不使用	5割以下に削減	慣行レベル
化学肥料 (窒素成分)	不使用	特別栽培農産物		適用の範囲外
	5割以下に削減			適用の範囲外
	慣行レベル			適用の範囲外

表示禁止事項



「無農薬」「無化学肥料」表示は、消費者が一切の残留農薬等を含まないとの間違ったイメージを抱きやすく、優良誤認を招くため、表示禁止事項です。「減農薬」「減化学肥料」表示は、削減の比較基準、割合及び対象（残留農薬なのか使用回数なのか）が不明確であり、消費者にとって曖昧で分かりにくい表示なので、表示禁止事項です。

特別栽培農産物の表示

節減対象農薬の使用状況の表示が容器、包装又は票片に表示できない場合は、インターネットなどで情報提供することとし、情報の入手方法が表示されていれば良いこととしました。

表示例 1



農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物
 節減対象農薬：栽培期間中不使用
 化学肥料（窒素成分）：当地比5割減
 栽培責任者 ○○○○
 住 所 ○○県○○町△△
 連絡先 TEL□□-□□-□□
 確認責任者 △△△△
 住 所 ○○県○○町◇◇
 連絡先 TEL□□-□□-▽▽

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物
 節減対象農薬：○○地域比7割減
 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用
 栽培責任者 ○○○○
 住 所 ○○県○○町△△
 連絡先 TEL□□-□□-□□
 確認責任者 △△△△
 住 所 ○○県○○町◇◇
 連絡先 TEL□□-□□-▽▽

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
○○○	殺菌	1回
□□□	殺虫	2回
△△△	除草	1回

注：使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名称を表示します。

セットで表示

表示例 2

容器・包装又は票片に表示できない場合

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物
 節減対象農薬：○○地域比7割減
 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用
 栽培責任者 ○○○○
 住 所 ○○県○○町△△
 連絡先 TEL□□-□□-□□
 確認責任者 △△△△
 住 所 ○○県○○町◇◇
 連絡先 TEL□□-□□-▽▽

（農薬等使用状況）
<http://www.tokusai...jp/>



インターネットで情報入手

消費者がインターネットで必要に応じて確認



節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
○○○	殺菌	1回
□□□	殺虫	2回
△△△	除草	1回

注：使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名称を表示します。

慣行レベルの設定方法

慣行レベルは、地方公共団体が策定又は確認した透明で公正な基準を、節減割合の算定の比較基準とします。また、地方公共団体が慣行レベルを策定又は確認した場合は、その内容を外部に公開します。

△△県の
慣行レベル

例

・キャベツ			
	化学肥料 (窒素成分量)	節減対象農薬 (使用回数)	…
北 部	〇〇kg/10a	〇 回	…
南 部	〇〇kg/10a	〇 回	…
・トマト			
	化学肥料 (窒素成分量)	節減対象農薬 (使用回数)	…
北 部	〇〇kg/10a	〇 回	…
南 部	〇〇kg/10a	〇 回	…

改正ガイドラインの性格

この改正ガイドラインは、法的な強制力はありませんが、一定のルールに従い生産され、流通すれば消費者の信頼を得ること、生産者の努力が評価されることにもつながりますので、改正ガイドラインの着実な普及・定着が期待されます。

改正ガイドラインの施行

改正ガイドラインは、平成19年4月から出荷する農産物の表示に適用します。
なお、改正前のガイドラインによる表示も可能ですが、改正ガイドラインの表示にはやくきりかえましょう。



何かわからないことがあれば、こちらにお問い合わせください。

各地方農政局等

- 東北農政局 TEL:022(263)1111(代)
- 関東農政局 TEL:048(600)0600(代)
- 北陸農政局 TEL:076(263)2161(代)
- 農林水産省 食品製造課 基準認証室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL:03(3502)8111(代)
- 東海農政局 TEL:052(201)7271(代)
- 近畿農政局 TEL:075(451)9161(代)
- 中国四国農政局 TEL:086(224)4511(代)
- 九州農政局 TEL:096(353)3561(代)
- 沖縄総合事務局 TEL:098(866)0031(代)

★ホームページアドレス <https://www.maff.go.jp/index.html> (農林水産省)
https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/tokusai_a.html (特別栽培農産物関係)